

投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ
(第 42 回)

平成 31 年 1 月 31 日 (木) 午前 10 時
日本証券業協会 第 3 会議室

議 案

1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について

— 常時（取引時等）の対応について

— 書面記載事項変更時の対応について

— その他の対応について

2. その他

以 上

「契約締結前交付書面の交付及びリスク・手数料等の説明方法の見直し」に関する詳細検討について

2019年1月31日

3. 常時（取引時等）

⑨ 上記(※)の内容及び留意事項に違和感はないか ※2018/12/25 第40回会合資料2 P.4参照

⑨-1 「所定のわかりやすいページ」として、例えば以下のような要件が想定できるのではないか。

- ・ 目安として、証券会社のホームページを開いたPC画面上、スクロールしない状態でもリスク等説明ページに遷移するためのバナーが見えること。
- ・ 当該バナーは、画面を構成する文字や図形の中で目立つ大きさ、色、形であること。
- ・ 当該バナーから遷移する先のリスク等説明トップページでは、認識しやすい形で各商品のリスクや手数料テーブルなどへの誘導先が明示されていること。
- ・ 会社の商号、登録番号、概要や加入協会などの基礎的な共通事項は、一つのページにまとめて参照できるようにすること。

⇒ 上記のような要件を踏まえて、事務局でPC画面上のウェブページの視覚的なデザイン案（ホームページの例）を作成してはどうか。

⑨-2 「常時アクセス可能な環境を維持」するために、基本的にURLは変更しないこととするが、やむを得ずURLが変更される場合（自社ホームページのリニューアルや常時SSL化（https化）等）でも、最低1年間はリダイレクト設定などにより新URLへのアクセスが確保されるべきではないか。

⑨-3 「スマートフォンでの利用を意識した構成」として、例えば以下のような要件が想定できるのではないか。

- ・ 目安として、証券会社のホームページを開いたスマホ画面上、バナー（又はアイコン）を固定する、又は比較的短いスクロールの範囲内でリスク等説明ページに遷移するためのバナー（又はアイコン）が見えること。
- ・ その他上記⑨-1の要件についてもスマートフォンの特性を踏まえて対応すること。
- ・ 顧客がスマートフォン向けに構築されていないウェブサイトをスマートフォンのブラウザで閲覧することのないように配慮すること。

⇒ 上記のような要件を踏まえて、事務局でスマートフォン画面上のウェブページの視覚的なデザイン案を作成してはどうか。

⑨-4 その他

⑩ リスク等説明の内容やレイアウトは業界統一すべきか、考え方のみ示すべきか

⑩-1 「リスク等説明の内容やレイアウト」については、過去に協会で検討された契約締結前交付書面の改善案をベースに、必要最低限の業界統一を図ってはどうか（後段⑮-1参照）。

⇒ 使用するカラー（色）やフォント種類等に関しては協会員の任意としてどうか。

⑩ー2 その他
⑪ 当該 URL の閲覧履歴の確認・記録は必要ないとしてよいか
⑪ー1 「当該 URL の閲覧履歴の確認・記録」については、現行のワンイヤールール下での契約締結前交付書面の一斉送付と同水準を確保するとすれば、リスク等説明の情報を入手する方法を記載した取引残高報告書等の送付記録を保存すること（当該 URL の閲覧履歴の確認・記録までは求めない）が考えられるのではないかと。 ⇒ 電子交付顧客についても現状と同等の管理を行うことでよい。
⑪ー2 その他
⑫ リスク等説明の理解度が低いと思われる顧客への別途対応は必要か
⑫ー1 理解度が低い顧客への対応として、説明義務との関係については、現在でも契約締結前交付書面の送付をもって説明とする顧客もいれば、別途丁寧な説明が必要な顧客がいるのと同様に、リスク等説明の入手方法を記載した取引残高報告書等の送付をもって説明とする顧客もいれば、別途丁寧な説明が必要な顧客もいるという整理となるのではないかと。 ⇒ 別途対応は不要としてよい。
⑫ー2 その他

4. 書面記載事項変更時

⑬ 上記(※)の内容及び留意事項に違和感はないか ※2018/12/25 第 40 回会合資料2 P.5参照
⑬ー1 「変更後の契約締結前交付書面を改めて郵送等により送付」する場合には、「リスク等説明」を掲載したページ（「リスク等説明ページ」）に関する案内を同封することとでよい。 ⇒ 協会の所在地等「リスク等説明」の本文に影響を与えない変更の場合も、案内を送付することでよい。
⑬ー2 契約締結前交付書面の変更時の「リスク等説明ページへの誘導文章」には、次のような記載を行うことでよい。 ・ 変更前の取引残高報告書等送付時の「リスク等説明ページへの誘導文章」に、「なお、〇年〇月〇日より、〇〇〇〇に伴いリスク等説明の内容を一部改訂いたします。」などのメッセージを追記する、

- ・ 変更後一回目の取引残高報告書等送付時の「リスク等説明ページへの誘導文章」に、「なお、〇年〇月〇日付けで、〇〇〇〇に伴いリスク等説明の内容を一部改訂いたしました。」などのメッセージを追記する

⇒ 上記説明文章記載対応は可能か(容易か)。

⑬-3 「リスク等説明ページ」の内容を変更した場合、変更前のページも一定期間(5年間)参照できるようにすることでよいか。

⇒ その際、変更点をわかりやすくするよう新旧対照表などの掲載についても対応すべきと考えられるかどうか。

⑬-4 その他

5. その他

⑭ 本見直しの対象とするのは、一定のプレーンな商品やサービスに限定すべきか

⑭-1 「多くの業者が毎年全ての顧客に対して前書面等を交付」している商品としては、上場有価証券等(新規公開株式等を含む)、円貨・外貨建て債券(個人向け国債を含む)及び金銭・有価証券の預託、記帳及び振替契約に係る書面が想定されるか。

⇒ 別途追加すべき、あるいは除くべき書面はないか。

⑭-2 その他

⑮ 顧客に特に理解してもらうべき前書面上の重要な記載項目は何か

⑮-1 「顧客に理解してもらうべき前書面の上の重要な記載事項」として Web ページに何を書くかについては、事務局提示の契約締結前交付書面の改善案をベースに、必要最低限の業界統一を図ってはどうか。

⑮-2 その他

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参 考 1

契約締結前交付書面の交付及び リスク・手数料等の説明方法の見直し イメージ

2018/12/25

投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ

1. 口座開設時

口座開設時

取残等送付時

書面変更時

常時(取引時)

内容

証券会社



説明

書面交付

前書面

新規顧客



- 既定の前書面を交付し説明
- 「今後は、リスク等説明はホームページ等をご覧いただく」旨を説明
- 「前書面が必要な場合は申し出ていただきたい」旨も説明

- 上記説明事項が記載された書面を交付(前書面・約款集・リーフレット等)

留意事項

- リスク等説明の掲載場所の参照方法を丁寧に説明すること(店頭PCやタブレットでの実演等)
- 「毎年書面がほしい」と申し出る顧客には真摯に対応すること(記録等)

検討事項

- ① 上記の内容及び留意事項に違和感はないか
- ② ホームページを有しない協会員はどのように対応するのか(日証協ホームページは利用できるか)
- ③ インターネット環境を利用できない顧客にはどのように対応するのか
- ④ 既存顧客については、制度移行前最後の前書面送付の際に、上記の説明を書面で行うことについて

2. 取引残高報告書等送付時

口座開設時

取残等送付時

書面変更時

常時(取引時)

内容

- 取引残高報告書の欄外等に、リスク等説明が掲載されているホームページ等のURLを記載
- 又は、他の郵送物送付(電子交付を含む)時にリスク等説明が掲載されているホームページ等のURLが記載された書面を同封

証券会社



書面交付

取引残高
報告書

.....
.....

顧客



※ 取引残高報告書は、法令上、直近1年間に取引又は有価証券・金銭の受渡しがあった場合、3か月に1回以上の頻度で顧客への交付が求められている。
表紙(送付状)、残高明細部及び取引明細部で構成。

留意事項

- リスク等説明のURLが記載されていることが認識しやすくする工夫をすること
- リスク等説明のURLは、わかりやすさと打ち込みやすさに配慮(ショートURL等)すること
- インターネット環境を利用できない顧客へのメッセージを記載すること

検討事項

- ⑤ 上記の内容及び留意事項に違和感はないか
- ⑥ 記載する文面はどのようなものが良いか(統一するか)
- ⑦ 取引残高報告書の送付対象ではない顧客にどのように周知するのか
- ⑧ 上記⑦の顧客を含めて、送付記録は不要としてよいか

【参考】取引残高報告書への誘導文言 記載場所のイメージ

口座開
設時

取残等
送付時

書面変
更時

常時(取引時)

案1. 表紙(送付状)部

顧客住所 氏名	送付案内
目次等	リスク等説明掲 載ページへの 誘導文章
	QR コード

- 送付案内を記載している部分に、「リスク等説明」掲載ページへの誘導文章を記載してはどうか
※ 各社によりレイアウト等は異なる
- 下部にQRコードを印字することも可能か

案2. 残高明細部又は取引明細部

預り残高明細又は取引明細
リスク等説明掲載ページへの誘導文章

- 預り残高明細又は取引明細の欄外注記に、「リスク等説明」掲載ページへの誘導文章を記載してはどうか
- 欄外に文章記載は可能か

3. 常時(取引時等)

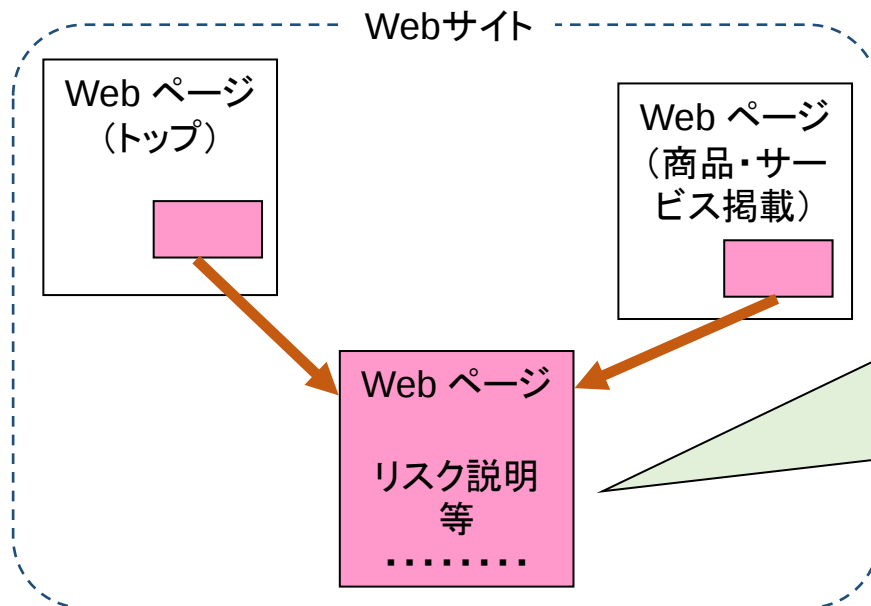
口座開
設時

取残等
送付時

書面変
更時

常時(取引時)

内容



- ❑ 所定のわかりやすいページ(導線をわかりやすく、階層を深くしない)にリスク等説明を掲載
- ❑ 常時アクセス可能な環境を維持するため、基本的にページのURLは変更しない
- ❑ 前書面のPDFも同じページに掲載(URLリンクも可)
- ❑ 申し出により前書面を送付することも可能である旨を記載

留意事項

- リスク等説明は投資初心者を含めてわかりやすいものとする
- 他の商品・サービス掲載ページからも容易にアクセスできるよう工夫すること
- スマートフォンでの利用を意識した構成とすること

検討事項

- ⑨ 上記の内容及び留意事項に違和感はないか
- ⑩ リスク等説明の内容やレイアウトは業界統一すべきか、考え方のみ示すべきか
- ⑪ 当該URLの閲覧履歴の確認・記録は必要ないとしてよい
- ⑫ リスク等説明の理解度が低いと思われる顧客への別途対応は必要か

4. 書面記載事項変更時

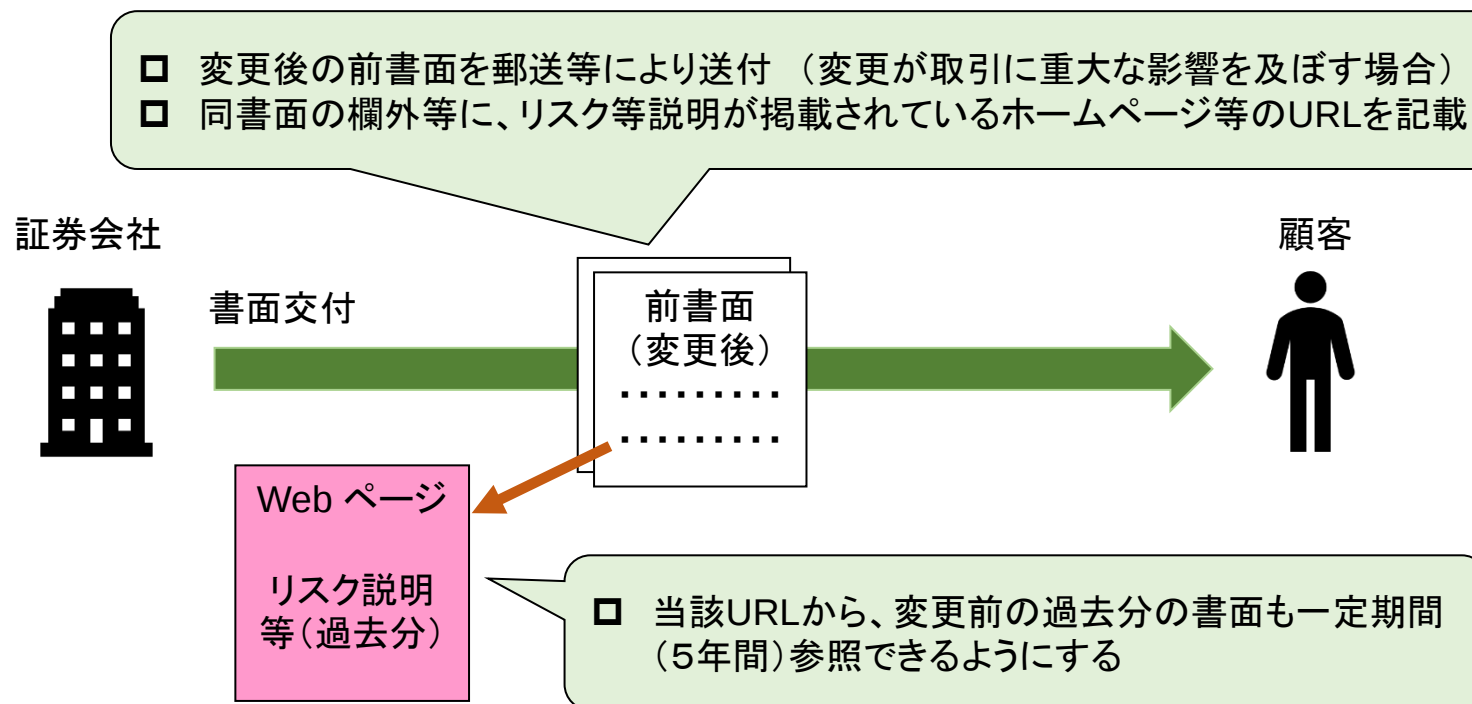
口座開設時

取残等送付時

書面変更時

常時(取引時)

内容



留意事項

- リスク等説明の変更点をわかりやすく記載すること

検討事項

- ⑬ 上記の内容及び留意事項に違和感はないか

その他の検討事項

- ⑭ 本見直しの対象とするのは、一定のプレーンな商品やサービスに限定すべきか

金融商品取引に関する商品・サービス

仕組債、投資信託、事業型ファンドなど・・・販売時は個別説明

多くの業者が**毎年全ての顧客に対して
前書面等を交付**

- ① 上場有価証券等(会員によっては新規公開株式等を含む)
- ② 個人向け国債
- ③ 円貨・外貨建て債券(複雑な仕組みや特約等のないプレーンなものに限る)
- ④ 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替契約

- ⑮ 顧客に特に理解してもらうべき前書面上の重要な記載項目は何か

⇒ Webページに何を書くか？